# 人事院規則二―一（人事院会議及びその手続） （昭和二十四年人事院規則二―一）

定例の会議は、東京都内の人事院の庁舎において行う。

##### ２

臨時の会議は、総裁の召集又は人事官の過半数の要求に基き、前項に定める場所において開くことができる。

##### ３

臨時の会議を開く場合には、人事官に対しあらかじめ適時に通知しなければならない。

##### ４

会議は、人事官の過半数の同意によつて公開することができる。

##### ５

会議は、人事官の過半数をもつて定足数とする。

##### ６

幹事は、各会議において議題となる事項を記載した議事日程を作成しなければならない。

##### ７

会議の議事録は、人事官の承認を経て確定する。

##### ８

人事院の議決及び動議は、すべて会議において採決しなければならない。